

災害時要援護者支援事業の概要について

1 事業の概要

災害時要援護者支援事業は、災害発生時に自力避難が困難な高齢者や障害者等（以下、要援護者）に対し、地域が自主的に行う災害時に備えた取組（要援護者名簿の作成や避難支援等）や、要援護者への日頃からの支え合いの取組を支援する事業です。

港北区では、平成20年度から災害時要援護者支援事業について、地域の実情に応じて、自治会・町内会と要援護者情報の提供に関する協定を締結し、実施地区の拡大に努めています。

災害時要援護者支援事業の目的

日頃からの地域での支え合いの取組によって、地震等災害発生時に、要援護者の安否確認、避難支援などが迅速に行われるように準備します。

災害時要援護者支援事業の取組

【平常時】

- ・[顔の見える関係づくり] 日頃からの声かけ、あいさつや見守り、訪問を実施
- ・[情報の整理収集] 要援護者情報の整理や町内の危険個所などの把握
- ・[助け合いの体制検討]
安否確認や支援方法、情報伝達方式などを話し合い共有しておく
- ・[いざという時に備えて確認・訓練] 避難ルートの確認や訓練を実施

【災害時】

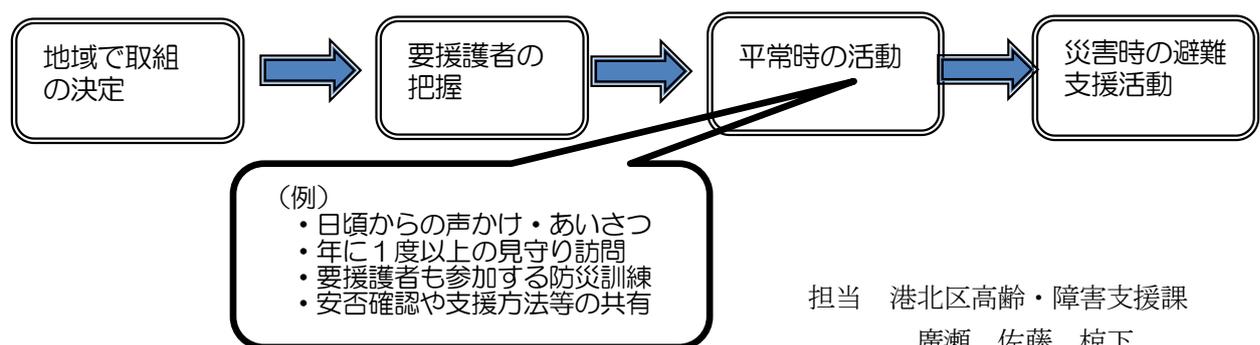
- ・[ご近所同士助け合って安全に避難]
災害情報伝達、安否確認、救出救護、避難支援

2 地域に取り組んでいただきたいこと

名簿等を活用し、見守り訪問の実施（年に1度以上の訪問）

必要に応じて、様々な地域の見守りを行っている民生委員・児童委員と協力・連携して実施してください。

【地域における取組みの流れ】



担当 港北区高齢・障害支援課
廣瀬、佐藤、椋下
電話 045-540-2343
FAX 045-540-2396

災害時要援護者支援事業の目的

日頃からの地域での支え合いの取組によって、地震等災害発生時に、要援護者の安否確認、避難支援などが迅速に行われ、一人でも多くの方が助かることをめざします。

→ そのため、自治会町内会で要援護者を把握し、日頃から顔の見える関係づくり・安否確認の体制づくりなどに取り組みます。

災害時に支援が必要な方

妊産婦、乳幼児、難病患者、外国人等

災害時要援護者支援事業の対象者

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
ア 要介護3以上の方
イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がII以上の方）
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

約11,000人(港北区)

【事業開始年度】

平成20年度

【目的】

災害時の避難支援等への備え
(関係づくり・名簿作成)

【提供する情報】

災害時に自力で避難することが
困難な要援護者の情報

【情報提供先】

自主防災組織（自治会・町内会）

ひとり暮らし高齢者

「地域で見守り」
推進事業の対象者
港北区にお住いの
75歳以上のひとり暮らしの方

約9,000人(港北区)

※重複は3割程度

【事業開始年度】平成24年度

【目的】日頃の民生委員活動（見守り）の推進

【提供する情報】孤立しかなひとり暮らし高齢者の情報

【情報提供先】民生委員

名簿が新しくなって
使いやすくなります !!!

災害時要援護者支援事業における 名簿提供方法の見直しについて

1 趣旨

災害時要援護者支援事業において、日頃より御支援・御協力をいただいておりますが、区から提供している名簿の使い勝手について、さまざまな御意見をいただいております。改善方法について改善案をお示します。

2 現行の名簿提供方法の問題点



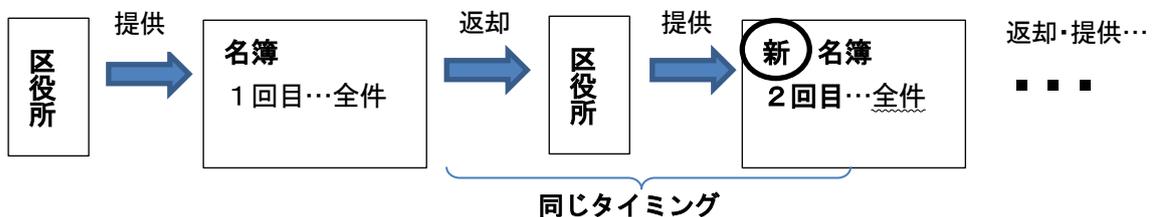
<現行>

- 1回目(協定締結時)… 全数(非同意者又は拒否者を除いた分)の名簿を提供
- 2回目以降 … 新たに同意した方のみの名簿を提供(これまでに提供した方は含まない)

<問題点>

- ① 名簿の枚数が毎年増えて、管理しにくい
- ② 死亡者・転出者等が名簿に残ったままで使いにくい

3 見直し内容



<新しい名簿>

- ① 新規の要援護者のみならず、以前から名簿に載っている方も一緒に掲載されます。
- ② 死亡者・転出者等は削除されたものになります。

<必要な手続き>

あらためて協定を締結することが必要です。

4 名簿提供と協定締結の時期

今年度の名簿を提供する際(平成29年2月ごろ)に新しい協定を締結します。

5 今後の動き

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				同意確認書 発送			協定締結 及び 名簿提供	

※ 協定未締結の地域についても、10月末までに協定を締結いただきますと、2月に名簿を提供します。

<参考> 協定第5条第2項

(現行)「区は、この協定が締結されている間、年1回、自主防災組織に対して情報を提供する。なお、2回目以降の提供については、前回に提供した情報から、新たに加わった者の情報を提供するものとする。」

(新しい協定案)「区は、この協定が締結されている間、年1回、自主防災組織に対して情報を提供する。なお、2回目以降の提供については、前回に提供した名簿(情報)を区に返却し、新しい名簿(情報)を提供するものとする。」

担当 港北区高齢・障害支援課 廣瀬、佐藤、棕下
電話 045-540-2343、FAX 045-540-2396